

（仮称）地域運営協議会設置等検討委員会における議論の要約（第 1 回～第 5 回）

1

検討項目	P T 案	検討委員会での主な発言	検討委員会で示された方向性
5 頁 4 組織 （1）組織の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域住民主体のまちづくりを推進する組織 ■ 地域で自主的に設置 ■ 市は設立、運営を支援 ■ 地域における中心的なまちづくり活動を担う組織 ■ 市長は組織の認定等を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民からも行政からも権威を感じられる組織にしたい。（倉谷委員） ・ 地方自治法に依るものではなく、地域ごとの特性を活かした狭域自治のルール整備を行う。（出石副委員長） ・ 地域住民の自主的な組織運営を考えているようだが、地域にはまだそれだけの力は育っていない。（倉谷委員） ・ せっかく組織をつくっても地域だけでは動いていかない。（林委員） ・ 組織の目指す方向は地域住民の自主的な運営にあるが、行政も一緒になって設置から地域のまちづくりに関わっていく必要がある。（昌子委員長） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 協議会の目指すべき方向は、地域住民が主体となってまちづくりを考えることができる「住民自治組織」。 ● 行政も地域と一緒にあって設置から地域のまちづくりに関わっていく必要がある。
（2）組織設置単位	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各行センターを中心とした活動を行うことを踏まえ、制度当初は行政管区を単位として協議会を設置することが望ましい。 ■ 西地区については、歴史的背景などを踏まえ 3 つの地区（武山・長井・大楠）に協議会を設置。 ■ 合計で 12 地区に設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、行政管区単位に 1 つの協議会を設置することが望ましい。（岡委員） ・ 西地区は他の会議等も 3 つに分けて行われているので、3 つでも 1 つでも可能ではないか。（西原委員） ・ 本庁地区は 1 つでもよいし、3 つ程度に分けることも考えられる。（西原委員） ・ 本来であれば、小学校区単位が理想的だと思うが、行政の対応が困難。（倉谷委員） ・ 地域の実情に合わせて、行政管区の中に複数の協議会を設置することを可能にするべきでは。（櫻井委員） ・ 行政管区の境界地域など地域特性がある場合、行政管区に拘らず柔軟な対応を図る。（森下委員） ・ 行政との密接な関係は必要であるので、行政管区が適当。（林委員） ・ 細分化するのであれば、中学校区単位も考えられる。（矢口委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、行政管区ごとに協議会を設置することが適当であるが、地域内で複数の協議会を設置することや、境界地域などの地域特性がある場合などは柔軟な対応を可能とする。

検討項目	P T 案	検討委員会での主な発言	検討委員会で示された方向性
<p>6 頁</p> <p>(3) 協議会の構成員</p> <p>①基礎的構成委員</p> <p>②その他の構成委員</p>	<p>■原則として、地域のまちづくり主要団体 (下記、6 団体)</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区連合町内会 ・ 地区社会福祉協議会 ・ 地区民生委員児童委員協議会 ・ P T A ・ 観光協会 ・ 商店会 </div> <p>からの代表者を基礎的構成委員とする。</p> <p>■地域の实情に合わせ、必要とする団体からの代表者の参加を求めることができる。</p> <p>(公募委員についての P T の考え方)</p> <p>■協議会は、団体の意見を集約する場であると考えた。よって、委員は団体の代表者として意見を述べることを前提とし、個人の意見を述べることになる公募委員についての記載はしなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会に参加する委員は、団体の代表者として発言することを定義しておかないと、公募委員と同様に個人の発言になってしまう。(菱沼委員) ・ 基礎的構成委員については、もっと幅広い分野の団体の参加が必要でないか。(西原委員) ・ 構成委員は必ずしも各組織の長とはせず、組織の推薦を受けた者が代表者として参加できるようにすべき。(鈴木委員) ・ 町内会・自治会を中心に、関係団体とともに意思決定をする機関を設けるとともに、地域課題ごとに専門部会的な機関を設置し、メンバーを選考してはどうか。(倉谷委員) ・ 協議会の構成委員は組織の代表者という意識ではなく、地域の代表者という意識で参加してもらうことが重要。(倉谷委員) <p>(公募委員について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の意識啓発と協議会への理解を得る意味でも、地域に開かれた協議会とするためにも 1～2 名程度は公募委員を採用すべき。(倉谷委員) ・ 住民の誰でも参加でき、執行主体になることができる仕組みは必要。(出石副委員長) ・ 代表性を伴う公募は必要だと思う。公募委員に地域代表性を持たせるためには、投票制度を用いるであるとか、一定の推薦人を集めるといった方法がある。(出石副委員長) ・ 公募委員を必須とはせず、地域の選択に任せて、必要に応じて加えることができるようにする。(岡委員、櫻井委員、西原委員、森下委員) ・ 公募委員についてはひとつの選択肢として明示し、採用の可否については、地域の意思で必要に応じて決めることとしたい。(昌子委員長) 	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎的構成委員の候補に挙げられている団体については概ね適当であるが、その他にもふさわしい団体があるのではないか。 ●委員として参画いただく組織の代表者は必ずしも団体の長とはしない。 ●課題ごとに専門部会や実行委員会などを設置して実のある検討を行う必要がある。 ●公募委員については、ひとつの選択肢として明示し、その採用については各地域の判断に委ねる。 ●公募委員を採用する場合には、一定の代表性を担保する方法（投票や推薦人を集めるなど）を用いる必要がある。

検討項目	P T 案	検討委員会での主な発言	検討委員会で示された方向性
	<p>(市議会議員についてのP T の考え方)</p> <p>■議員は、市全域を区域とした選挙によって選ばれ、市の政策や予算等に関わる立場にあるため、特定の地域に深く関わることで本来あるべき姿とは相反する立場に置かれ、議員にとってマイナスになってしまう場合も考えられることから構成委員には挙げなかった。</p>	<p>(市議会議員について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員が入ることで地域に期待感や利害関係が生じてしまったり、行政に影響を及ぼす可能性がある。(倉谷委員、櫻井委員) ・議員という立場ではなく、一住民としてまちづくりに関わってもらいたい。(林委員) ・委員として意思決定等に加わることは不要だが、顧問や相談役といったかたちで関わることは妨げなくてよい。(森下委員、岡委員、鈴木委員) ・議員がまちづくり団体の長になっている場合は他の方に代表者として参画いただき、議員はこの協議会の委員にはしない。しかしながら、顧問や相談役といった意思決定に関わらない関わり方は可能という考え方を提言事項として盛り込むみたい。(昌子委員長) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市議会議員の協議会への参加は構成委員としてではなく、(顧問や相談役など) 地域の一住民として参加できる範囲での参加をいただく。 ●市議会議員が団体の長であった場合には、その団体の他の方を代表者として協議会に参画いただく。
③構成委員の人数及び任期	■各協議会で定める。	P T 案のとおりとし、特に意見はなかった。	
④構成委員への報酬	<p>■原則として、無報酬。</p> <p>■協議会自らの努力によって報酬等を捻出することは可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P T 案では「委員は原則、無報酬」としているが、ある程度の報酬は必要だという考え方もある。(出石副委員長) ・交通費実費または相当額程度の謝礼金などがあったもいいのではないか。(林委員) 	●協議会の予算と深く関係するため、予算部分の検討後、再検討。
<p>7 頁</p> <p>(4) 協議会の設立時期</p>	<p>■平成 24 年 4 月ごろを目途に、条例等のルール整備を行う。</p> <p>■体制づくりが整った地域から順次、設立していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市域一斉のスタートが理想的ではあるが、困難であることは重々承知しているので、できるところから順次始めていくこととしたい。(事務局) ・自治基本条例の施行がスタートとなって自治意識を高めるような様々な取り組みが成されることで自治意識が育っていく。(古谷委員) ・自治基本条例との関連性が重要。条例が施行されて自治意識が高まれば、この協議会についても理解が進む。(倉谷委員) 	●制度開始時期については、P T 案の「平成 24 年 4 月ごろ」(自治基本条例の施行予定時期) とする方向であるが、実際の設立については組織の体制づくりが整った地域から順次、設立していく。

検討項目	PT案	検討委員会での主な発言	検討委員会で示された方向性
(5) 協議会の組織名	<p>■統一した名称とすることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の構成員を地域住民全てだとすると、「〇〇地域運営協議会」という名称は、地域全体を指す名称なのか、会議体を指す言葉なのか分かりづらい。会議体を「〇〇地域運営協議会委員会」とするなどの名称の使い分けが必要ではないか。(出石副委員長) ・名前というのは重要なものなので、コミュニティ自治等を推進していくためにふさわしい名称をつけたほうがいい。(出石副委員長) 	<p>●コミュニティ自治を推進していくためにふさわしい名称をつけるべき。</p>
(6) 協議会と既存組織との関係	<p>■既存組織の活動を妨げず、地域の総合的な課題解決に寄与するとする。</p>	<p>・この協議会は、団体のネットワーク化を行うことによって団体間で重複している事業などを整理し、スリム化して機能的になり、今まで以上に様々な活動ができるようになるためだと思うので、既存団体に全く影響を及ぼさないとすると、地域に全く新しい仕事がプラスされることになる。(古谷委員)</p>	<p>●「役割・権限」の議論を尽くしたのち、改めて検討を行うこととした。</p>
(7) 組織の見直し	<p>■設置から一定期間経過後、各協議会から意見を募るなどし、見直しを柔軟に行う必要がある。</p>	<p>特に議論はなし</p>	<p>●「役割・権限」の議論を尽くしたのち、改めて検討を行うこととした。</p>

検討項目	P T 案	検討委員会での主な発言	検討委員会で示された方向性
<p>8 頁</p> <p>5 協議会の役割・権限 (1) 協議会の主な役割・権限</p>	<p>①地域まちづくり団体のネットワーク化 ②地域の課題解決のための取り組みを実施 ③市からの政策提案等に対して、地域の意見を集約 ④市政への提案・要望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が行うと「1+1=2」にならないといけないが、地域が行うことで3や4にすることができるのではないか。(鈴木委員) ・既存組織の活動はできるだけ崩すことなく、既存組織の活動で抜けてしまっている点や連携することで生じる事業などを行っていくことがよいと思う。(西原委員) ・他団体の活動を知り、理解することで互いの活動に協力し、活動の幅を広げることが可能になるかもしれない。(矢口委員) ・団体同士の隙間を埋めるといったことが協議会の役割になる。(岡委員) ・P T 報告書に挙げられている活動事例は、既にまちづくり団体が行っている活動に傾斜している感じがある。名古屋市のように事業の柱を明示するような表現方法にしていく必要があるかと思う。(昌子委員長) 	<ul style="list-style-type: none"> ●協議会が本来あるべきかたちを丁寧に分かりやすい表現で明示していく必要がある。 ●既存組織の活動の隙間を埋める取り組みや連携することで生じる取り組みを行っていく。 ●他団体の活動の内容をよく知り、理解、協力を図ることができるようになり、活動の幅を広げることができる。
<p>9 頁</p> <p>(2) 協議会の予算</p>	<p>①運営費 (交付金) ②事業費 (補助金) ③市の実施する事業 (市執行事業として予算計上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算にはある程度の自由度が必要。先行市が行っているように予め一定額を保証して、地域が必要とするものに充てることができるかたちがよいのではないか。(出石副委員長) ・市側にも住民側にも重みを持った提案権を与える必要がある。(倉谷委員) ・運営費を「交付金」として、事業費を「補助金」として支出することになっているが、これは地域で決定するものを市がある程度抑制することになるので、これらを全て「交付金」として支出することはできないか。(出石副委員長) ・緊急性がある事業などは運営費として扱うことができるようにすることなど、融通性を持った予算の確保が必要。(森下委員) ・予算については適切な配分方法を検討する必要がある。(林委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市から予算を移譲されるにあたって、P T 案では「交付金」と「補助金」を別に提示しているが、これらを一括して「交付金」とすべきか今後検討していく必要がある。 ●いずれにしても、一定の上限額を定め、用途が決められる仕組みが必要。

検討項目	P T案	検討委員会での主な発言	検討委員会で示された方向性
6 協議会と市との関わり方	<p>■行政センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の事務局を担当 設置後、組織の自立が成された段階で事務局機能は協議会自らが行うことが期待される。 <p>■本庁各部課等</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の運営や課題解決において、積極的に支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> この協議会が市の外部組織だとした場合、その事務局を「行政センターが担当します。」とすることは適当でない。「事務局は行政センターに置く。」というような表現にすべき。(出石副委員長) 行政センターは民児協や社協などの関係の事務を担っている現状があるので、そのあたりも考えていく必要がある。(鈴木委員) 地域の計画や予算を策定するうえでは、法律や条例、市計画との関わりなどの判断が必要であり、それを行うには市が入る必要がある。(倉谷委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政センターは協議会の運営を積極的にサポートする必要がある。 ●協議会をあくまでも市の内部組織としないのであれば、「事務局を行政センターが担う」とすることは適当ではない。表現に工夫が必要。
10頁 7 実施へ向けての課題 (1) 地域住民の意識の醸成	<p>■地域の方々の理解と協力が不可欠であることから、説明・周知はできるだけ丁寧に行う必要がある。</p>	未検討	
(2) 協議会委員以外の地域住民の参加	<p>■協議会委員以外の地域住民が協議会の活動に加わる工夫が必要。</p>	未検討	
(3) 市役所職員の意識醸成及び市の支援体制の整備	<p>■市職員が協議会の活動をよく理解し、支援を行うことができる体制づくりが必要</p> <p>■行政センターの機能や権限の強化等を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政センターの今までの役割を前提とするのではなく、地域の自治を振興する行政機関としての機能、権限を持ったものにしていく必要がある。(倉谷委員) この協議会にとって行政センターはパートナーとなるものであるため、自立した行政機関へと成長する必要がある。協議会が行政と話をする場合に「本庁に話を通さないと分からない」というようなことであってはいけない。(岡委員) 行政センターは行政として地域に関わることに責任と権限を持ち、一方で地域運営協議会は自分たちで意思決定ができる権限を持つ。そしてこの二つの機関が連携、連動を図る。(出石副委員長) 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政センターは地域自治の中核を担う機能を持った行政機関へと体制を変えていく必要がある。 ●行政センターは、この協議会に対して単なる事務的機能を果たすのではなく、地域のパートナーとして地域経営を協議会と協働して進めていくための組織となるべき。
その他		<ul style="list-style-type: none"> 中間報告、最終提言をどのようなかたちで行うかということを考えていく必要がある。(出石副委員長) 	